

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条の五十一において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の五十一において準用する規則第七十三条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次項に掲げる算式により算出した金額の合計額とする。

一 保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第三条第四項第一号及び第二号に掲げる保険

二 賠償責任保険

三 法第三条第五項第三号に掲げる保険

2 前項に規定する算式は、次の各号に掲げる金額を平均したものとす。

一 支払備金の計算の対象となる事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額をいう。以下この項において同じ。）に、対象事業年度の保険金等の支払額を対象事業年度の前事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の保険金等の支払額を対象事業年度の二事業年度前の事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

三 対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の保険金等の支払額を対象事業年度の三事業年度前の事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額